

河内長野市特定間伐等促進計画(変更)

大阪府河内長野市

令和7年10月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた大阪府の基本方針によると、令和7年度から令和12年度までの6年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、1,710ha(年平均285ha)の間伐の実施を掲げている。

府の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、令和7年度から令和12年度までの6か年間で1318ha(年平均219ha)の間伐を行うことを、本河内長野市特定間伐等促進計画の目標とする。また、伐採後の確実な再造林を中心とした造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

府の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本市の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注1)国土地理院1/25,000地勢図相当又は1/5,000森林基本図の図面に図示する。

注2)特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。

この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲について面的に区域を設定する。

3 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐

(2) 作業路網

(3) 事業実施箇所

※上記(1)～(3)については別紙参照のこと

4 特定植栽促進区域

計画なし

5 特定植栽事業の実施方法

計画なし

6 特定植栽事業の実施の促進のための方策

計画なし

7 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

- (1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

本市の森林は小規模分散的な所有形態であり、所有者単独による森林経営計画の作成が困難な状況にあることから、森林施業の集約化及び効率化を図るため、林業事業者による提案型集約化施業及び森林経営計画の作成を積極的に推進する。

- (2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動については森林 GIS や林地台帳を活用するとともに、森林所有者等の関係者との調整を行い、森林施業を計画的かつ円滑に実施するように努める。

8 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

- (1) 路網の整備の推進に関すること。

間伐、保育等の森林整備や伐木搬出の効率化を図るため、市森林整備計画に基づき路網整備を推進する。森林作業道については、森林作業道作設指針に基づき、現地の地形や地質に沿った壊れにくい構造とすることとし、作業システムに応じた規格の路網整備を推進する。

- (2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

資源量、傾斜や集材距離等の条件適地においては、高性能林業機械を活用した低コストで効率的な作業システムを構築し、搬出間伐等の森林整備を通じた持続的な森林経営の確保を図る。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

計画なし

9 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

間伐材を安定的に供給するため、おおさか河内材販売促進協議会において、林業事業体や製材所等の関係者間の連携を強化し、間伐材の需要に応えられる供給体制の構築を推進する。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

計画的かつ効率的な木材生産を持続的に行うため、川上・川中・川下の関係者による協定の締結等による間伐材等の安定供給体制の構築を推進する。

10 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関すること。

林業労働者の確保・育成のため、市林業総合センターを活用し、新規林業労働者の確保や技術向上を図るとともに、作業オペレーター等の各種資格の取得を支援できるよう、必要に応じて技術研修を開催し、広く林業労働者の育成確保を図る。

(2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。

おおさか河内材販売促進協議会を活用し、川上・川中・川下が需給情報を共有することで効率的な林業経営を行うように支援するとともに、国の研修等の情報提供を行い、林業経営スキルを高める取組を行う。